

令和4年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和5年2月9日 開会
令和5年2月9日 閉会

富士宮市農業委員会

令和5年2月9日午後1時富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名
出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 脇 坂 英 治	3番 赤 池 勝	4番 齊 藤 学
5番 佐 野 守	6番 佐 野 均	7番 佐 野 強
8番 伊 藤 照 男	9番 近 藤 雅 隆	10番 村 松 義 正
11番 富 永 政 則	12番 宮 島 孝 子	13番 遠 藤 光 浩
14番 旭 一 昭	15番 荻 真 教	16番 後 藤 文 隆
17番 佐 野 むつみ	18番 内 堀 忠 雄	19番 杉 山 弘 子

欠席委員

2番 松 永 孝 男

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩 川 金 彦	3番 渡 井 清 孝	4番 渡 邊 勝 彦
5番 竹 川 篤 志	6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦
8番 加 藤 文 男	9番 藤 浪 庸 一	10番 有 賀 文 彦
11番 鈴 木 四 郎	12番 篠 原 兼 義	13番 牧 澤 邦 彦

欠席委員

1番 土 井 治

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主 任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 査	滝 口 悠 美		

議長 会長 齊藤 学（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に入る前に、2番 松永孝男委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、農地法の規定による申請について取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局、よろしくお願いします。

事務局 深川主任主査

本日配付しました令和5年1月12日から令和5年2月8日までの農地法の規定による申請

(許可)について取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、杉田■■■■、畠、1.79平方メートルにつきまして、令和5年1月12日、キャンプ場を目的とした農地法第5条許可申請が、令和5年1月12日開催の農業委員会総会議第3号第1項で審議され、許可相当となりましたが、令和5年2月3日、計画の変更により取消願が提出されました。

報告は以上です。

議長

処理状況でありますので、よろしくお願ひします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日と決定したいと存じます。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は、7番 佐野 強委員、8番 伊藤照男委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、会議録署名人に、7番 佐野 強委員、8番 伊藤照男委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第8号から議第14号です。

初めに、報第8号から報第14号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和4年12月21日から令和5年1月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページから3ページを御覧ください。

報第8号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が8件提出されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

報第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、2件の届出が受理されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第11号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから9ページを御覧ください。

報第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転または他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、9件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページを御覧ください。

報第13号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのに当たり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を報告しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第14号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可する通知を受けたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借で認可を受けたものが1件ありました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第8号から報第14号まで報告済みといたします。

議第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の12ページを御覧ください。

議第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について

農地法第3条第2項第5号に規定された別段の面積について、別段の面積及び区域の指定申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は外神■■■■、ほか4筆で、特別養護老人ホーム外神陽光園の南に位置する農地です。

申請者は、若の宮町の■■■■さんです。申請農地の面積は957.68平方メートルになり

ます。

申請地は申請人が既に耕起しておりますが、申請時点前は、農地の一部は不耕作状態となっていることを事務局で確認しており、周囲の農地についても10%以上が遊休農地となっています。

第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は精進川■■■■で、西之原下集会所の北西に位置する農地です。

申請者は、東京都足立区の■■■■さんです。申請農地の面積は201平方メートルになります。

申請地は不耕作となっており、周囲の農地も10%以上が遊休農地となっています。

第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は猪之頭■■■■で、猪之頭郵便局の北に位置する農地です。

申請者は、猪之頭の■■■■さんです。申請農地の面積は268平方メートルになります。

申請地は不耕作となっており、周囲の農地についても10%以上が遊休農地となっています。

なお、第1項及び第3項の権利移転については、この後、農地法第3条許可申請にて御審議いただきます。

以上のことから、当市の定める農地法施行規則第17条第2項の適用による別段の面積取扱基準に合致しており、別段の面積及び区域の指定について問題ないと判断いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

ただいまの上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

15番 萩 真教委員

ただいま審議中の議案第6号第1項について報告させていただきます。

令和5年2月3日、午後1時30分頃、申請者の代理人である■■■■行政書士と私と渡井推進委員、事務局1名と共に申請地である現地を調査いたしました。

申請地は、作付けの都合のため草木は刈ってありますが、現に耕作されておらず、申請前の段階では一部が荒れておりました。周辺農地につきましても遊休農地が10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり、問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 池田主査

ただいま審議中の第2項の調査については、会長の担当案件です。総会前に調査内容について伺っておりますので事務局で報告いたします。

令和5年2月3日、午前10時45分頃、受人及び渡人の代理人となっている事務所の担当者、土井推進委員、齊藤会長、事務局2名にて現地調査を行いました。

申請地は、現在一部耕作されておらず遊休地となっております。また、周辺農地についても遊休農地が多くあり10%以上あるため、別段面積及び区域指定について基準どおりであり、問題ないとの報告を受けましたので、御審議のほどよろしくお願ひします。

17番 佐野むつみ委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について報告します。

2月6日、午前10時20分より、伊藤照男農業委員、事務局1名、私で現地調査を行いました。

申請地は不耕作地で、渡人の■■■■様は高齢で自分で耕作は不能のため、年2回から3回

の草刈りを知人にお願いして管理してきました。このたび受人の■■■■様は県外より移住を機に自分で食べる野菜は自分で作りたく、就農を決意し、今回の申請に当たりました。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方、挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の14ページを御覧ください。

議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は4ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原区公会堂の南に位置する農地です。

受人、山本の■■■■さんと、渡人■■■■との賃貸借契約です。

申請地は受人が中間管理事業で貸借していた農地であり、茶畠となっておりますが、一部に営農型太陽光発電設備を設置しシャインマスカットを栽培する計画です。なお、営農型太陽光発電設備の設置については、この後、農地法第5条許可申請にて御審議いただきます。

受人の許可後耕作面積は7万9,665.04平方メートルで、稼働人員は2名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真は戻りまして1ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第6号第1項で別段面積を設定した農地で、特別養護老人ホーム外神陽光園の南に位置する農地です。

受人は若の宮町の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、売買契約になります。

受人は新規就農者ですが、妻の実家にて農業の経験があり、落花生、サツマイモ、野菜等を栽培する計画です。今後は経営規模の拡大も検討しています。

受人の許可後耕作面積は957.68平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり、議第6号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は下限面積要件を満たしますので問題ありません。

受人は48歳、稼働人員は3名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は5ページを御覧ください。

申請地は外神で、こちらも特別養護老人ホーム外神陽光園の北に位置する農地です。

受人は外神の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、売買契約になります。

申請地は受人の居住地のすぐ北側で、渡人が管理できず不耕作状態で近隣から雑草等の苦情が寄せられていきました。受人は申請地にてサツマイモ、里芋、ネギなどの野菜を栽培する計画です。近隣に学童保育があり、生徒たちと収穫体験等も計画していく予定です。

受人は現在50歳、耕作面積は7,043平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は青木で、下之坊の南に位置する農地です。

受人は青木の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、売買契約です。

当該申請地は受人が相続により継いだ土地であります。耕作できないため所有権移転を希望し、申請地北側に居住している受人が購入するものです。申請地では露地野菜を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後3,473平方メートル、受人は現在72歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び第6項は同一受け人の案件であるため、一括して説明します。

議案の第5項及び第6項、別冊航空写真は7ページを御覧ください。

申請地は山宮で、市立山宮保育園の南に位置する農地です。

渡人は■■■■さんで、第5項は■■■■との使用貸借契約、第6項は■■■■さんとの区分地上権設定です。

申請地では、第5項の■■■■が茶畠として耕作し、地上に第6項の■■■■さんが営農型太陽光発電設備を設置する予定です。なお、営農型太陽光発電設備の設置については、この後、農地法第5条許可申請にて御審議いただきます。

受人の■■■■は、市外でも茶畠を営んでおり、沼津市の茶組合から指導を受け耕作していくことです。

耕作面積は許可後5,554.87平方メートル、稼働人員は5名です。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は8ページを御覧ください。

申請地は下条で、本山明善寺の南西に位置する農地です。

受人は下条の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、売買契約です。

渡人と受人は親族関係にあり、渡人が県外在住で管理ができないことから所有権移転するものです。

当該申請地では、落花生、スイカ、トウモロコシ等を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後9,672平方メートル、受人は現在64歳、稼働人員は1名です。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は9ページを御覧ください。

申請地は下条及び精進川で、西之原下集会所の北に位置する農地です。

受人は下条の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、使用貸借契約です。

受人と渡人は親族関係にあり、申請地は既に受人が長年耕作しておりましたが、今回正式に手続きをするものです。

当該申請地は、引き続き水稻を栽培する計画となっております。

耕作面積は許可後3,897平方メートル、受人は現在71歳、稼働人員は2名です。

第9項及び別冊航空写真は戻りまして2ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第6号第2項で別段面積を設定した農地で、西之原下集会所の北に位置する農地です。

受人は東京都の■■■■さん、渡人は■■■■■■■■、弁護士■■■■さんで、売買契約で

す。

ネギ、里芋等の露地野菜を栽培する計画です。

受人は新規就農者で、東京都から申請地北側の宅地に移住する予定です。近隣の農家に栽培技術の指導を受ける予定で、機械等も借りりることです。

受人の許可後耕作面積は201平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり、議第6号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地となり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は下限面積要件を満たしますので問題ありません。

受人は現在51歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第10項及び別冊航空写真は3ページを御覧ください。

申請地は先ほど議第6号第3項で別段面積を設定した農地で、猪之頭郵便局の北に位置する農地です。

受人は猪之頭の■■■■さん、渡人は■■■■さんで、使用貸借契約です。

露地野菜を栽培する計画です。

受人は新規就農者ですが、家庭菜園での経験があり、自家消費用の野菜を中心に耕作予定です。

受人の許可後耕作面積は268平方メートルですが、先ほど申し上げたとおり、議第6号で別段面積及び区域の指定を受け承認された農地であり、受人の申請後耕作面積が1アールを上回っている場合は下限面積要件を満たしますので問題ありません。

受人は現在42歳、稼働人員は2名です。

続きまして、第11項及び別冊航空写真は10ページを御覧ください。

申請地は長貫で、芝川出張所の北西に位置する農地です。

渡人は■■■■さん、受人は■■■■です。送水管埋設のための地役権設定をするものです。

以上、第1項から第11項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。

御審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの上程議案のうち、2項、5項、6項、8項、9項、及び10項について担当委員の調査報告をお願いします。

15番 萩 真教委員

ただいま御審議中の議第7号第2項の案件について調査報告いたします。

先ほどの別段面積の関係と同じ場所になります。

令和5年2月3日、午後1時30分頃、申請人の代理人である■■■■行政書士と私、渡井推進委員、事務局1名と共に申請地で現地調査を行いました。

申請人は若の宮町に住む個人で、夫婦で農業を行い、今後規模拡大を検討しているということです。

申請地はこれまで荒っていましたが、耕起し、季節ごとに旬に合った露地野菜を栽培することです。

事務局の申請どおり、問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

3番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第5項及び6項の調査について報告いたします。

2月7日、午前9時15分頃、竹川推進委員、私、事務局2名で現地調査をいたしました。

第5項は茶畠として耕作する使用貸借権設定で、第6項は営農型太陽光設置のための区分地上権設定です。

耕作を受ける人の■■■■は、市外でも茶畠を耕作しています。平均単収になるまで数年かかる見込みのようです。沼津の茶組合から指導を受け、耕作していくとのことです。詳細につきましては事務局の説明のとおりです。

申請内容どおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局　滝口主査

ただいま審議中の第8項及び第9項につきまして、会長の担当案件です。総会前に調査内容について伺っておりますので、事務局より報告いたします。

第8項です。令和5年2月3日、午前10時半頃、受人、土井推進委員、齊藤会長、事務局2名にて現地調査を行いました。

受人は申請地の田んぼを長年耕作・管理しており、正式に手続をするもので、技術・経験とも問題ないとのことです。

第9項です。令和5年2月3日、午前10時45分頃、受人及び渡人の代理事務所の担当者、土井推進委員、齊藤会長、事務局2名にて現地調査を行いました。

申請者は県外からの移住予定者で新規就農者です。3月中に富士宮市に移住し、露地野菜を栽培する予定です。近隣の農業者より技術指導を受けるとのことです。

申請書どおり問題ないとの報告を受けましたので、御審議のほどお願いいたします。

17番 佐野むつみ委員

ただいま審議中の第10項について報告させていただきます。

事務局の報告書どおり、申請書のとおりでありますので、問題ないとということを判断いたしました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第7号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局　池田主査

では、議案の17ページを御覧ください。

議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真11ページを御覧ください。

申請地は杉田■■■■、畠、1, 176平方メートルで、杉田の■■■■さんが貸し駐車場として転用しようとするものです。なお、申請地は昭和60年頃から同様の利用が続けられており、違反に対する追認の許可申請となります。

申請人は製茶事業を経営しており、取引先農家から買入れした生葉や野菜を隣地の農業用倉庫に保管しており、また、同倉庫は自身と近隣農地の農作業施設としても開放しています。このため、農産物の倉庫への搬入車両の待機場、及び近隣農家への貸し駐車場とするため、申請に及んだとのことです。

ただし、この農地については、運送業者等へ貸借し、農業用倉庫としての利用がされておらず、都市計画法違反となっていた過去の経緯があるため、都市計画法違反となっているか市側が調査を行う予定となっています。このため、農業用倉庫と駐車場における都市計画課による調査後、問題がないと判断された場合において許可を行います。

申請地は、杉田共同墓地の南東に位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は西と南を宅地、東を河川、北を農地に接しますが、万が一被害が生じた場合は、申請者の責任において解決いたします。

続きまして、第2項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地は北山■■■■、畠、556平方メートルで、北山の■■■■さんが住宅と車庫兼物置を建築しようとするものです。

申請人は老朽化した自宅が土砂災害特別警戒区域内にあり、新たに住宅建築地を検討したところ、自己所有農地が線引き前宅地となっていたため、同地を宅地とするべく申請に及んだとのことです。

申請地は、北山第一区区民館の北東に位置し、中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。周囲は南を太陽光発電設備の設置用地、西を道路、北と東を農地に接しますが、自己所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われます。自己所有地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、問題ありません。

資金は借り入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び第4項は同一申請人の案件となるため、一括して説明いたします。航空写真13ページ及び14ページを御覧ください。

第3項申請地は原■■■■の内、畠、5. 9平方メートルで、白糸出張所の西に位置する農用地区域内の農地です。第4項申請地は原1736の内、畠、7. 12平方メートルで、白糸保育園の東に位置する農用地区域内の農地です。

当該申請地について、東京都江戸川区の■■■■さんが営農型太陽光発電設備に一時転用しようとしているものについて、転用期間の更新をしようとするものです。申請人は4年前の平成31年2月に一時転用許可を得て発電事業を行ってきました。今回、その期間が終了することから、3年間の期間で更新するため、申請に及んだものです。申請人の住民票は東京都にありますが、居住地は市内であり、申請地を耕作管理しております。

営農状況につきましては、3年目までは新型コロナウイルスの影響で資材が入手できず、工期が遅れたことや当初予定していた高知県の法人によるカボチャの栽培指導について県をまたぐ移動の制限等により受けることができず、収穫に至っておりませんでしたが、昨年度においては、

原■■■■について平均単収の8割を超える収量となっております。ただし、原■■■■については、元の土地が田んぼで水はけが悪かったこと、特に夏に発生した台風の風水害の被害があったため、十分な単収が確保されませんでした。制度上は著しい単収の減少、品質の劣化が見られた場合など、営農の適切な継続が確保されないと判断された場合には、原則更新できないこととなっておりますが、営農型太陽光設備の設置が原因とはいえない、やむを得ない事情による単収の減少等がある場合には、その事情やその期間における営農状況を十分勘案して総合的に判断するものとされております。

本申請における単収の減収は、本人の故意過失によるものではないと判断でき、他の申請地では十分な単収が確保されていること、また申請人が既に近隣農家の指導を受け、水を排出するための水道を造る、水害時に水が流入した隣地の水路を清掃して流れをよくするなど、でき得る限りの対応を取っている等から、本申請が適当であると判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項及び4項について担当委員の調査報告をお願いします。

8番 伊藤照男委員

ただいま審議中の第3項・4項の調査結果について報告いたします。

2月6日、午前11時より申請人■■■■さん立会いの下、事務局、佐野むつみ農業委員、私の3名で現地調査を行いました。

申請地は畑ですが、太陽光発電設備地であります。その設備地は、営農型一時転用として焼酎用カボチャ、万次郎カボチャといいます。を栽培しています。その生産も順調に行われており、第6次産業化用原料としての出荷先も決まっており、高知県です。となっています。

申請のとおり問題はありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第8号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の19ページを御覧ください。

議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は山本■■■■の内、畠、2. 21 平方メートルで、山本の■■■■さんが賃貸借により権利設定し、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものです。

申請地は高原区公会堂の南東に位置する農用地区域内の農地で、いわゆる青地に該当し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として支柱を立てて営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置するため、支柱部分のみの一時転用となります。下部の農地については、先ほどの議第7号にて審議され決定されたとおり、■■■■さんがシャインマスカットを栽培する計画となっております。認定農業者が営農をするため、転用期間は10年間となります。

申請人は茶を主に生産する認定農業者で、本申請地以外にも市内で営農型太陽光発電を設置して営農しており、良好な営農状況となっています。

本申請地については、これまでも申請人が中間管理事業にて借受けし、耕作していましたが、改めて日照条件や下部農地の状況等のよい本申請地で営農型太陽光発電を行うため、申請に及んだとのことです。パネル下部でのシャインマスカットの栽培については、長野県でパネル下部で生産したものと通常のとおり栽培したものとを比較して、糖度等の品質に大きな差異が見られない事例がございます。申請人についても2021年に本申請と同様の栽培を実施し、生育は順調で、一部を収穫して小売りにて販売をしており、長野県の農園及び山本でシャインマスカットを栽培している他農家の指導・協力が得られるよう体制を整えており、営農の適切な継続が見込まれるため、問題ないと判断いたしました。

太陽光発電設備は容易に撤去ができる簡易な構造であり、支柱の高さも2メートル以上と問題はなく、万が一、営農が継続されず設備が撤去される場合の費用についても申請者が負担することで同意を得ております。

申請地の周囲には農地が存在していますが、反射光等を抑えて設置するため、影響は軽微であると思われます。

資金は借入れで確保されており、許可後、5月から着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

申請地は栗倉■■■■、畠、292平方メートルほか1筆、計299.81平方メートルで、大岩の■■■■さんと■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅として転用しようとするものです。

申請人は現在アパートに居住しており、子供の成長に伴い手狭となったため、住宅建築を検討していたところ、妻の実家から土地を借りりうことができるようになったため、申請地を宅地として転用しようとするものです。

申請地は、栗倉児童遊園の西に位置する農振農用地から除外された小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。申請地の東を児童遊園、南を道路に接しており、北と西に渡人所有の農地がありますが、被害防除措置を行い、万が一の場合は自己責任において対応いたします。

また、資金についてですが、個人で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第3項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■の内、畠、0.27平方メートルほか1筆、計0.69平方メートルで、御殿場市の■■■■さんが賃貸借により権利設定し、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものです。

申請人は、市立山宮保育園の南東に位置する農用地区域内の農地で、いわゆる青地に該当し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として支柱を立てて営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置するため、支柱部分のみの一時転用となります。

申請人は太陽光パネルを設置し、下部の農地については、先ほどの議第7号にて審議され決定されたとおり、■■■■■が茶を栽培する計画です。転用期間は3年間となります。

下部農地で営農する■■■■■は、御殿場市で営農型太陽光発電を設置し、1年間の営農経験があります。経験年数が少ない状況ですが、沼津市の■■■■■及び御殿場市の■■■■■から営農指導を受ける体制を整えているとのことです。

本申請地は、茶畠だったものの、これまで苦情が発生するなど、遊休農地となっておりましたが、現在は茶の木が刈られており、更地となっております。

パネル下部での茶の慣行栽培については、これまで市内でも他の営農者によって行われており、本申請においては有機栽培を目指して営農するそうです。周囲に慣行農法の農地があるため、ある程度の農薬の影響を受けますが、有機認定を受けられない場合は国内流通させるため、単収に影響しないよう営農するとのことでした。また、営農型太陽光発電の下部農地における茶栽培について支障がないことを■■■■■から意見書が提出されております。

太陽光発電設備は容易に撤去できる簡易な構造であり、支柱の高さも2メートル以上と問題はなく、万が一、営農が継続される設備が撤去される場合の費用についても申請者が負担することで同意を得ております。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第4項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

申請地は山宮■■■■■、田、337平方メートルほか1筆、合計468平方メートルで、山宮の■■■■■が賃貸借により権利取得し、駐車場として転用しようとするものです。

申請人は申請地の北側隣接地に所在する給排水、衛生設備等の工事を行う会社で、既存の従業員駐車場、作業車両置場が会社から離れた場所にあり、既存駐車場では便が悪く、駐車スペースも狭いため、申請地を駐車場として転用しようとするものです。

申請地は、市立山宮小学校の南に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北を宅地、東西を道路、南を宅地及び農地に接しておりますが、被害防除措置を行い、万一の場合は自己責任において対応します。駐車場には21台の乗用車及び作業車が止まる予定です。

また、資金については、自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第5項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■■、畑、31平方メートルほか1筆、合計50平方メートルで、上条の■■■■■が売買により権利設定し、水路管理用地として転用しようとするものです。

申請人は敷地内に景観用の水として申請地西側にある水路から取水する計画を立て、寺堀用水の改修と浄化施設の設置行為を行うため、これまで令和2年11月及び令和3年1月に近隣農地の転用許可を受け工事を行つきましたが、水路の落ち葉やごみ等がうまく回収できず、水の確保が困難となつたため、浄化設備を当初計画より境内に近い位置に移設し、管理通路も車両が進入できるように幅員を拡幅するため転用しようとするものです。

申請地は、大石寺奉安堂の西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代

替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北を農地及び水路、東と南を水路、西を農地に接しておりますが、被害防除措置を行い、万一の場合は自己責任において対応します。

資金については自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

第6項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は長貫■■■■、畠、247平方メートルほか1筆、合計408平方メートルで、長貫の■■■■が売買により権利取得し、資材置場として転用しようとするものです。

申請人は採石販売会社から砂利を購入し、建設現場等に搬入を行っている運送会社で、これまで砂利をストックする場がなく、直接、採石場と建設現場を往復しておりましたが、時間の効率化・短縮のため、砂利を置く資材置場として当地を転用しようとするものです。なお、砂利は20トン程度を置き、そのほかスコップなどの機具を置く予定です。

申請地は、県道上稻子長貫線沿い、芝川工業の西に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に該当し、近隣に代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北を農地、東を道路、西を宅地、南を雑種地に接しておりますが、農地と砂利置場の距離を離すなどの防除措置を行い、万一の場合は自己責任において対応します。

また、資金については自己資金で確保されており、許可後4月に着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、1項及び3項について担当委員の調査報告をお願いします。

19番 杉山弘子委員

ただいま審議中の第1項の案件について、2月3日、午前9時から受人■■■■さん、推進委員の土井さん、農業委員の後藤さんと私、事務局2名の計6名で現地調査させていただきました。

申請地は今まで農地バンクを通じて受人が借りて耕作していた場所であり、きれいに利用されていました。

受人は周辺地域との関係も問題なく、農機具も確保されており、このたび申請地に営農型太陽光発電を設置して、下部農地では果樹を生産するため、新たに賃貸契約するものです。受人は、市内で営農型太陽光を手広くされていて、発電設備の下でシャインマスカットを育て小売りされている実績もあり、毎年状況報告を提出しています。

事務局の説明どおりで特に問題ありません。御審議のほどよろしくお願いします。

3番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第3項について報告いたします。

2月7日、午前9時15分頃、竹川推進委員、私、事務局で現地調査をいたしました。

事務局の説明のとおり問題はありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

では、議案の21ページを御覧ください。

議第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会长が許可の処分をする。

第1項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

根原■■■■、畑、15平方メートルほか3筆、計1万976平方メートルにつきまして、根原の■■■■が売買により権利取得し、農業用施設用地へ転用しようとするものです。

申請人は、申請地で豚舎及び堆肥舎を建設するため本申請に及んだものです。

申請地は、根原の富士バイオテックの北に位置する中山間地域内の小集団の生産性の低い第2種農地に当たり、代替地を検討しましたがありませんでした。周囲は北を山林、南を道路、東西を自己が借受けする農地と宅地に接しますが、農地との境には緑地帯及び防疫のための仕切りや見切りを施工する計画です。し尿、雑排水は養豚排水処理設備を敷地内に設置して経由し、無名河川に放流します。雨水は調整池を経由し、無名河川に放流いたします。また、疫病対策のため、豚舎出入り口に噴霧式消毒設備を設置するため、周辺農地への影響は軽微であると思われます。また、申請地の東西は申請者が借受けしている農地となります、東側農地は慣行農法による露地野菜の畑として利用し、西側は有機栽培での試験栽培場として利用する計画です。

資金は借受けで確保されており、市の土地利用事業承認済みとなっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について担当委員の調査報告をお願いします。

12番 宮島孝子委員

ただいま審議中の第1項について報告いたします。

2月7日、申請者代理人行政書士、事務局2名、近藤委員、脇坂委員と共に現地調査をいたしました。

先ほど事務局から詳しい説明がありましたように、当地に豚舎3棟、堆肥舎等を建設するそうです。現地は南を道路、周辺は申請者の所有地です。地域の方々とも話し合いが持たれ、問題ないと思われます。鳥獣害の被害も心配されていることですが、万全なる処置を考えているそうです。何年か先、安心安全なる製品を食することができ、富士宮ブランドになれるかなと希望いたします。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第10号は原案のとおり処理することに決定し、2月22日開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

議第11号 転用目的・事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の22ページを御覧ください。

議第11号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び第2項は同一申請人のため、一括して説明いたします。航空写真は戻りまして19ページを御覧ください。

第1項、上条■■■■、畝、145平方メートル、第2項、上条■■■■、畝、26平方メートルほか2筆、計295平方メートルにつきまして、上条の■■■■が水路管理用地及び進入路として転用するため許可を受けましたが、工期の延長及び計画区域の拡張のため計画変更を行うものです。

申請地は、大石寺奉安堂の西に位置する小集団の生産性の低い第2種農地に該当いたします。

さきに審議されました議第9号第5項のとおり、申請人は敷地内に景観用の水として、申請地西側にある水路から取水する計画を立てておりましたが、水路の落ち葉やごみ等の回収がうまくいかず、水の確保が困難となつたため、浄化設備を当初計画より境内に近い位置に移設し、管理通路も車両が侵入できるように幅員を拡幅することといたしました。

これにより、工期が令和6年3月31日まで延長し、議第9号第5項の筆が計画区域に拡張され、当初予定されていた浄化設備設置場所については、車両展開広場・作業場となります。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第12号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の24ページを御覧ください。

議第12号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び航空写真22ページを御覧ください。

申請地は上条■■■■、畑、16平方メートルほか1筆、計25.91平方メートルで、大石寺の東に位置する農地です。

土地取得時から、寺で農地として管理を続けていましたが、周辺が山林化していくのに伴い管理が困難となり、平成10年頃には全く管理されない状態になってしまい、現在に至ったものです。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第2項及び航空写真23ページを御覧ください。

申請地は内野■■■■番地、畑、519平方メートルほか1筆、計1,630平方メートルで、西富士中学校の北に位置する農地です。

年月日不詳ですが、当時から自宅と申請地の距離が離れており、農地としての耕作や管理が不可能であったため、申請者の先代がスギなどを植林し、現在に至ったものです。10年以上前から山林であることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

事務局 深川主任主査

地区担当委員が会長の案件であるため、事務局にて代読します。

ただいま審議中の第1項について報告します。

第1項について、2月3日、10時10分頃、■■■■行政書士、土井一彦農地利用最適化推進委員、及び事務局2名と現地で会い、書士より話を伺いました。

周辺の山林化に伴い管理が困難となり、平成10年頃には全く管理できず、現在に至ったもので、10年以上前から山林であるとのことでした。農地への復元も困難です。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

以上です。

8番 伊藤照男委員

ただいま審議中の第2項について報告いたします。

2月6日、午前11時半より、申請人■■■■さんの夫立会いの下、事務局及び佐野むつみ農業委員、私の4名で現地調査を行いました。

申請地地目は畑でありますが、現在は山林となっています。申請人の父の時代に耕作できなくなり、植林し、樹齢30年以上になっています。畑として復元困難な状況にあります。

現地調査の結果、この非農地証明の申請は問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願い

いたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第12号は原案のとおり処理することに決定しました。

議第13号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち2項については、11番、富永政則委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので先に審議することとし、事務局から議案の概要説明の後、退席を求めます。

それでは、事務局から議案の概要説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の25ページを御覧ください。

概要のみ、まず説明いたします。

議第13号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和5年1月18日付、富農第1365号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。

ページを2枚めくっていただきまして、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数10人、利用権を設定する者の数11人、利用権を設定する農用地の面積は計4万1,742.42平方メートルです。所有権の移転を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数1人、所有権が移転する農用地の面積計1,241平方メートルです。

1枚めくって、4ページの集積計画を御覧ください。

貸借について第1項から第9項までは中間管理事業、第10項・11項は相対による利用権設定になります。

説明は以上です。

議長

ここで、11番、富永委員の退席を求めます。

[11番 富永委員 退席]

議長

それでは、2項について事務局から議案の説明をさせます。

事務局 滝口主査

別冊航空写真は25ページを御覧ください。

申請地は北山で、市立北山小学校の東に位置する農地です。

北山の■■■■への賃借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は6万

7, 722 平方メートルです。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第13号のうち2項について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第13号のうち2項について、原案のとおり処理することに決定しました。

11番 富永委員の入場を求めてます。

[11番 富永委員 入場]

議長

引き続き、議第13号について事務局から議案の説明をさせます。

事務局 滝口主査

第1項より順に説明いたします。

別冊航空写真は24ページを御覧ください。

第1項申請地は猫沢で、妙覚寺の北に位置する農地です。

猫沢の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は1万7, 141. 87 平方メートルです。

続きまして、第3項及び別冊航空写真は26ページを御覧ください。

第3項申請地は下柚野で、蓮成寺の北及び南に位置する農地です。

下柚野の■■■■への使用貸借権設定です。期間は5年再設定になります。移転後経営面積は2万9, 688. 70 平方メートルです。

続きまして、第4項及び別冊航空写真は27ページを御覧ください。

申請地は山宮で、市立山宮保育園の南に位置する農地です。

万野原新田の■■■■さんへの賃借権設定です。期間は10年新規、移転後経営面積は8万534. 58 平方メートルです。

続きまして、第5項及び別冊航空写真は28ページを御覧ください。

申請地は精進川で、上精進川集会所の北西に位置する農地です。

精進川の■■■■さんへの賃借権設定です。期間は5年新規、移転後経営面積は1万4, 022 平方メートルです。

続きまして、第6項及び別冊航空写真は29ページを御覧ください。

申請地は北山で、市立北山小学校の北西に位置する農地です。

北山の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規になります。移転後経営面積は1万1, 517. 79 平方メートルです。

続きまして、第7項及び別冊航空写真は30ページを御覧ください。

第7項申請地は下条で、下之坊の南西に位置する農地です。

富士市の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は5年新規、移転後経営面積は2万7,384平方メートルです。

続きまして、第8項及び別冊航空写真は31ページを御覧ください。

第8項申請地は青木で、富丘交流センターの北に位置する農地です。

■■■■への使用貸借権設定です。期間は5年再設定、移転後経営面積は9万5,039.96平方メートルです。

続きまして、第9項及び別冊航空写真は32ページを御覧ください。

第9項申請地は大岩で、市立大岩明倫保育園の北に位置する農地です。

大岩の■■■■さんへの使用貸借権設定です。期間は10年新規です。移転後経営面積は6万2,960平方メートルです。

続きまして、第10項及び第11項は同一受人の案件ですので、まとめて説明します。別冊航空写真は33ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原区公会堂の周辺に位置する農地です。

富士市の■■■■さんへの賃借権設定です。期間は5年再設定です。移転後経営面積は5万1,273.97平方メートルです。

続きまして、所有権移転の案件について説明します。

第1項及び別冊航空写真は34ページを御覧ください。

申請地は山本で、高原区公会堂の北西に位置する農地です。

買主は山本の■■■■さんで、移転後経営面積は8万906.04平方メートルです。

引き渡しの時期は令和5年3月1日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第13号は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

議第13号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定しました。

議第14号 非農地通知の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、議案の26ページを御覧ください。

議第14号 非農地通知の審議についてということで、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により、次の農地が農地法第2条第1項に該当しないものとして審議を求める。

ということで、土地登記簿の地目が農地となっている土地について、農地法第30条の利用状況調査、いわゆる農地パトロールによりまして、農地に該当しないと判断されました農地につきまして、非農地通知一覧として掲載をさせていただいております。

総面積としまして、3ページ、最後のページのほうを御覧になっていただきたいと思います。

総面積としまして4万4,086.73平方メートル、筆数としまして73筆ということになります。こちらにつきましては、昨年の8月から10月にかけまして、委員さんの方で調査を、農地パトロールのほうを行っていただきました。その結果を踏まえまして、森林の様相を呈しており、農地として復元することが困難な土地ということで、農地区分としまして赤判定をされた農地につきまして、その後事務局でも再度航空写真や場合によっては現地のほうを確認をさせていただきまして、既に周囲も山林化しております、農地から外すことは問題ないと判断される土地につきまして、本日73筆のほうですけれども、非農地という扱いをさせていただきたいと思います。

なお、本日御承認をいただいた後につきましては、農地台帳から削除するとともに土地所有者に非農地通知書を送るとともに法務局のほうへ地目変更の手続を要請することになります。

説明につきましては以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑ございませんか。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決をします。

議第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第14号は、原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

農地改良届出書の受理状況（令和5年1月12日～令和5年2月8日）について説明します。

本日配付しました農地改良届出書についての受理状況、及び添付の航空写真を御覧ください。

それでは、説明します。

第1項、根原■■■■の内、8,000平方メートル、登記は牧場、現況は畑であります。また、第2項、根原■■■■の内、登記、牧場、現況、畑、3万9,793平米のうち8,000平米につきましても、所有者が異なりますが、農地改良の目的は同一なため、併せて説明します。

申請地は牧草地ですが、急勾配や凹凸があり、農作業の車両の走行や営農活動に影響が大きく、農地の造成を考えており、大倉川の農地防災ダム内の堆積土を牧草地に搬入・整地することで、勾配や凹凸を改善し、今後の営農活動の効率化を図るため、届出するものです。

今回の農地改良の責任者は、富士農林事務所であり、大倉川農地防災ダム工事の進捗を進めるためでもあります。これは、静岡県の事業になるため、県盛土条例及び市盛土条例の申請は不要となっております。

届出書の内容に問題はなく、工期は令和5年2月3日から令和5年6月30日までです。

続きまして、第3項、淀平町■■■■、畠、472平方メートルの農地について、農地が道路より低く、作業に不便であるため、現況は不耕作地ですが、所有者が道路の道の高さに合わせ作業の効率化を図り、野菜等の栽培をしたく、農地改良をするものです。

搬入する土は、基本、富士市大淵にある山土で、問題はないと思われる土です。

面積、搬入する土ともに500平方メートル、500立米以下で、県盛土条例、市の盛土条例の適用範囲外であり、申請手続は不要です。

所有者の意向で、改良期間も5月30日までと短期間で終了する予定であります。

続きまして、第4項、根原■■■■、畠、2,709平方メートルほか3筆、計2万2,312平方メートルの農地で、令和4年7月12日受理の農地改良届出書の完了報告になります。

令和3年にキャベツ栽培を目的に農地改良を行った隣接地の根原■■■■が雨が降ると土や堆肥が道に流出したり、トラクターなど農作業の運行に支障があるため、耕作に向きといふことが分かり、改めて今回の申請地に■■■■の耕作土を移動し、農地改良を行い、キャベツを栽培する計画です。

工期が令和4年10月15日までの予定でしたが、業者との打合せや天候の影響もあり、延長の申出が出ており、令和5年1月10日に完了したとの事業完了報告書を受けました。現地を確認し、特に問題はありません。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は3月16日に変更させていただきます。

以上をもちまして、令和5年2月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時20分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会
会長

会議録署名人
7番

会議録署名人
8番